

放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会（第6回）

議事要旨

1. 日時

令和7年10月23日（木）13時00分～14時55分

2. 場所

WEB会議

3. 出席者

（1）構成員

宍戸座長、上田構成員、落合構成員、音構成員、巽構成員、林構成員、
松井構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会、
一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟

（3）総務省

豊嶋情報流通行政局長、近藤大臣官房審議官、
井田情報流通行政局総務課長、佐伯放送政策課長、坂入放送業務課長

4. 議事要旨

（1）一般社団法人日本民間放送連盟からの発表

一般社団法人日本民間放送連盟から、資料6-1-1及び資料6-1-2
に基づき、説明が行われた。

（2）日本放送協会からの発表

日本放送協会から、資料6-2に基づき、説明が行われた。

(3) 一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟からの発表

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟から、資料6-3に基づき、説明が行われた。

(4) 取りまとめ骨子（案）

事務局（坂入放送業務課長）から、資料6-4に基づき、説明が行われた。

(5) 意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

口火を切るという意味で、何点か発言させていただければと思います。4点ございます。

まず1点目は、民放連に対してですけれども、先ほどNHKの取組として、出演者の人権尊重の御紹介があって、その中でNHKから、放送業界全体の健全性確保に資するように取組を進めるという旨の御発言があったかと思います。また、骨子（案）の15ページのフォローアップのイメージにおいても、円卓会議ということが想定されているのですけれども、そのテーマの一つとして、芸能事務所・番組出演者との関係における人権尊重・コンプライアンス確保など、業界全体として取り組むべき事項が掲げられているところでございます。NHKと民放が共同して業界全体として取り組むのはとてもよいことで、私も民放を含めて、業界全体として共同歩調をとるべきだと考えるのですけれども、今回のNHKの発表を受けて、民放連としては、どういうふうに受け止めておられるかというのを御教示いただきたいというのが1点目でございます。

次、骨子（案）についてですけれども、骨子（案）の6ページの上から3ポツ目で番審の話が出ていると思うのです。番審が体制等を踏まえていこうということですけれども、ガバナンス確保における番審の活用というのは、以前、私の発表でも申し上げたところですけれども、番組審議会がこういった取組を行うには、その前提として、委員の選定が透明性を持った形で、公正に行われていることがとても大事であります。特定の番審の委員の方が、結果として長

年にわたって務めていること自体は、それは別に悪いことでもないのですけれども、ただ、多様なバックグラウンドを持った人材が番審委員として参画することによって、経営陣にはない視点の多様性を維持し続けることが大事だと思います。各放送事業者においては、そういった形で、視点が固定化しないよう、できる限り、番審の委員の構成の多様性を確保していただいて、定期的な交代に努めるということも、ある意味、視点のフレッシュさを維持する上で大事なことで、もし、特定の方がそれでもお続けになるということであれば、その特段の理由を社会・視聴者に向かって説明することも大事なことではないかなと思います。それが2点目です。

3点目は、骨子（案）の9ページの、上から2ポツ目に基幹放送普及計画の話が出ていると思うのですけれども、このガバナンス確保の体制整備というのは、放送の普及とか健全な発達のための1丁目1番地と言ってもよいぐらいの当然の取組ですので、別に介入するとかそういうのではなくて、各放送事業者を後押しするという意味で、基幹放送普及計画において、何らかのガバナンス上の取組を位置づけてもいいのではないかと私も思います。というのも、基幹放送普及計画というのは、基幹放送の普及とその健全な発達を目的とする中長期的な方針ですので、基幹放送の健全な発達を促進するために、基幹放送の業務の適正性を確保するために必要な体制整備を、放送事業者の経営規模等に配慮しながら行うと、基幹放送普及計画に明記するということは、公共性と放送の健全な発達を旨とする放送法の趣旨・目的にも合致しているところかなと思います。ただ、これも繰り返し申し上げているところですし、本日、民放連からも少し懸念が表明されたところでありますけれども、介入的にならないように、個別具体的な組織体の設置であるとか、人選まで行政が一々口出しするのではなくて、そこは各放送事業者の自主性であるとか自律的な判断に委ねるべきだと思います。

最後に、4点目で骨子（案）の10ページ目です。事故対応の話も非常に重要で、残念にして不祥事事案を起こした放送事業者に対する総務省の報告徵求のことが2ポツ目に書かれていますけれども、これもとても大事なポイントかなと思います。ここに書かれてあるように、当該事業者の事業計画とか事業収支の見積りに照らして、経理的基礎が脅かされるおそれがある重大な事案が発生

した場合には、一定の基準に基づいて当該事案に関する報告を求めるべきだと思うのです。ただ、ここで言う「一定の基準」の具体的な定め方いかんによつて、報告徵求の仕組みが実効的になったり、あるいはザルになったりしますので、事務局へのリクエストですけれども、過去の事案を踏まえて、そのエッセンスみたいなものを整理して抽出していただくことによって、ここに書かれてある「一定の基準」の具体化について、これも放送の自主・自律に十分配慮しつつということありますけれども、今後、何らかの見える化みたいな、あるいはガイダンスというか、そういうものを検討してもらいたいと思っております。

【日本民間放送連盟】

民放連の堀木でございます。

林先生、どうもありがとうございます。

ジャニー喜多川氏の事件を受けて、民放連は2023年の12月に「人権に関する基本姿勢」を定め、社によっては、それに先駆けて人権方針を策定し、取引先にも理解を求めるなどを続けてまいりました。今年フジテレビの事案がありましたが、取引を含めて人権デューデリジェンスを実施をすることも加速しています。そうした会員各社の今までの取組を踏まえて、NHKとどのような共同作業ができるかについては、検討課題と受け止めさせてください。

【上田構成員】

まずは、皆様、御説明ありがとうございました。民放連からの取組、特にアップデートのところは、大変参考になりました。また、NHKからも、全体的に御説明いただいて、具体的にいろいろと、皆様方がそれぞれのお立場あるいは置かれている状況に応じて、具体的にきちんと目配りしながら、お取組を高度化されておられるということが分かり、大変参考になりました。

まず、民放連からの御報告について、感想を幾つかお伝えさせてください。強化策のところ、公益性を踏まえて今御検討されているところで、これからいろいろ具体的にお取組されるのだろうと拝察いたしました。恐らく一番重要なのは（3）の②で、これから策定されるとおっしゃっておられ、資料にも書い

てありますが、ガイダンスのようなものの設定かなと感じたところです。

実は、ちょうど今週、金融庁で開催されたコーポレートガバナンス・コードの改訂においても、大きな原則の下に、このような考え方とか、具体的なガイダンスのようなものを設けるような方向性で改訂をすると示されています。したがって、(3)の②のガイダンス的なものをつくるところが実際の運用にも直結するものですし、その取組の質にも大きく関わるところだと思います。ですので、この部分が大変重要であり、そして、事業者の皆様も、会員社の皆様も、最も参考にされる部分だと思いますので、こここの部分で、今後つくられるその強化策の趣旨を追求するためのよい手引となるものができることを大変期待しているところでございます。

そして、審議会を立てられてガバナンスに関する常設の機関を置かれ、モニタリング機能を持たせていくことであったかと思います。こういうお取組についても、大変、賛同するところでございます。

他方、御説明があったように、行政の関与について、大変、御懸念が多いことも十分理解するところです。これは、チェック・アンド・バランスの関係だと思っています。もし、そういうことを求めるのであれば、逆に言うと、前回までもちょっと議論があったかと思うんですが、民放連を単なる業界団体という位置づけから、自主規制機関として格上げをして、より位置づけを高めることで、例えば、これ自体が自主規制を行っていくような立てつけにもなるかと思いました。そういうことも含めて、全体を俯瞰して、今後も議論を継続していくことが必要なのかと思ったところでです。

続いて、総務省の事務局から出していただいた骨子（案）について、何点かコメントさせてください。

まず、資料6-4の9ページのアプライ・アンド・エクスプレインの点、自主性と説明責任を両立していくということで、カタカナで書いて、すごく耳触りもいいのですけど、実際には大変難しい内容かと思います。したがって、書かれているガイドラインとか指針の文言を單になぞって形式対応するのではなくて、自分事として取り組むことが求められるものなので、そこを期待しているところでございます。

10ページ目、事案発生後の対応についてです。ここが本当に重要なところか

と思います。というのが、憲法上の自由、報道の自由と、公共の福祉をどうバランスするところかなとも感じたところです。もちろん、ここでは自主・自律の原則を尊重することは当然の前提でありつつ、やはり一定の場合に、公益性の観点から、公益性が害される、公共の福祉の問題が生じるようなことであれば、限定的に一定の仕組みを入れることが検討されるべきです。公益性の確保のためには、外部の目線を入れたモニタリングの仕組みと自主性のバランスが必要だと思っています。その辺りは現状の枠組みではこういう形になるのかと思ったところですが、そういう意味で、10ページの2つ目のポイントのところで、経理的基礎が脅かされるおそれのある重大な場合に限ると思うのですが、一定基準に基づいた報告を求めるということで、その上で、事案発生後の対応状況を踏まえて、特に必要とされる場合には免許に関して条件を付すということだと思います。これを他の行政機関が行っている、監督先の各業界等へのモニタリングの程度と比較すれば、やはり憲法上の自由を踏まえて、相當に抑制的なものであって、むしろ、すごくこれは業界あるいは産業の性質に配慮したものになっているのかとも感じています。ただし、そこでは御指摘もあったように、一定の基準が何かといったところは大変重要になると思いますので、ここにおいて、あまり裁量が発生しないように、しかしながら、本当に公益性が害されるような場合には、これをすくい取れるようなバランスというのが必要だと思います。したがって、例えば我が国において、様々な報告制度とか開示制度の基準もありますので、この辺りを参考にして、最も事業者側から見て不信感がなく、安心して使えるような仕組みづくりが求められます。一方で公益性が害されるような場合には、問題を酌み取っていく、すくい上げるような仕組みが必要です。例えば今回、フジテレビはたまたま自主的に御報告されたと思うのですが、恐らく事業者は、個別案件において報告した方がいいのかどうかと悩むケースはあると思うんですね。ということも含めて、予見可能性がつくような仕組みは導入の意味があるのかなと思いました。

続いて、基本原則のところです。これは私も大賛成でございます。12ページにおいて、透明性・信頼性の確保というところがありまして、全体にすごく、ある意味、放送事業者向けのガバナンスコード的なものを当会としてまとめたところかと思って、こういうものを示すことで、実務的な参考にもなるのかな

と思いました。

ただ、この3番目のところで「情報開示」と書かれていますが、「取引先のみならず、国民・視聴者に対しても積極的に情報開示し」の後に、「ステークホルダーと対話をし」と対話についても言及をいただけすると、さらに良くなるのではと思いました。信頼性の確保というのは、ただの一方的な情報を出すだけではなくて、対話も含めて、実際にいろいろなやり方で、皆様、対話されていると今回伺いましたので、その辺りもカバーできるかと思いました。

15ページに書いているとおりで、自由と自主・自律と公益性のバランスが本当に重要で、継続的な対話が必要なんだろうというところでございます。また、今回導入されるこの指針は、ソフトローという位置づけかと思います。ただ、ソフトローも、将来にわたって一つのものではなくて、状況に応じて必要になるものが追加されたり、あるいは不要になったりということもあるうと思います。この議論も、決して一方的なことにならないよう、特に自主・自律の原則というものが徹底されるべき事業環境においては、関係者が集まって継続的にフォローアップをして、議論を続けていく場として、今回提案されている円卓会議のようなものは、とてもいいアイデアだなと思いました。柔軟性があって、課題の吸い上げができると思ったところです。

最後に、全体的なところです。人権侵害について、今回のこの議論は、あくまで放送事業者のコーポレートにおける課題のところであったかと思うのですが、一方で、番組内容とか、あるいは出演者の方の言動によって、結果として第三者を傷つけるという場合も想定されています。この場合についても、既に大きな実績があり、番組審議会とかBPOに伝わって、かなりしっかり御対処されているところです。今回の件はコーポレートについてだけれども、番組の内容については既にこういう取組があるというところも最終おまとめになる報告書等で書いていただけると、番組内容はすでにしっかり対応しているし、今回コーポレートとしても、取引先含め、しっかり見ているんだという両建てでやっていることが分かります。このように、全体に目配りできていることを強調すると、より安心感も高まるかと思いました。

あと、今しがた、林先生がおっしゃったような番組審議会の利用ですか、ほかにも重要な意見とか参考になる意見がありましたので、ぜひ、最終の報告

書お取りまとめの際には、注釈とかの中で、こういう意見があったとか吸い上げていただくと、それぞれの事業者の環境において、参考になるとかもあるかと思います。実は私もいろいろメモしたのですが、ぜひ、こういうのも吸い上げていただけると大変助かります。

【宍戸座長】

丁寧にいろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。上田先生がおっしゃっていただいた、資料11ページからのガバナンス確保に関する指針、具体的な取組の方向性をこういう形で示すことができるようになりましたのは、上田先生はじめ構成員の皆様に多く御指摘いただいたから、まとめられてきていると思っております。

また、番組における問題について、番審やBPOのことは、今事務局が出している骨子（案）で言いますと、3ページの2ポツ目の「他の検討の場での議論を踏まえて」に関わるところがありますけれども、この辺りは、この骨子（案）を今日の議論を踏まえて報告書（案）に書き下していく際に、私も注意して見ておきたいと思います。その他いろいろ御指摘もあったという形で、報告書（案）を書き下すときに、その後の民放連あるいは各事業者のお取組に参考になる部分もあると私も思いますので、今日の最後に構成員の皆様にお願いしようと思っていたのですけれども、引き続き、御助言いただければと思います。ありがとうございます。

【翼構成員】

私から、民放連の御報告に対するコメントが2点ほどございます。まず、こちらはコメントなのですけれども、資料6-1-1の最後のところで、「日常的なガバナンス向上活動」の実施を、前回の資料ですと、下部機関を創設して、そちらでやるという話であったのを、民放連全体の話として実施する方向になったというお話をいただきまして、そのこと自体は非常に真っ当なことだと思って聞いておりました。ガバナンスの向上は、どこかの部門の何らかの役割というよりは、全体的に推進すべきものだと思いますので、そのようなことで、私としては納得がいったところです。

他方、逆にということになると思うんですけれども、御報告の中では、これまで、民放連の各部門が、それぞれの所掌に応じて、ガバナンスに関する各社のバックアップをやってきていたというようなお話がありましたので、基本的には、それぞれの各部門の活動を今後もそのまま延長させていくことになると承知したのですけれども、そうなりますと、そもそも、今回の検討会で議論しているような、ガバナンスについて全体的に俯瞰するところがどうなるのかが逆に気になるところです。全体を俯瞰するところを、何らかの機関を置いていただくことになるのかもしれませんけれども、民放連で見ていただくということが必要なのだろうと思います。

2点目は、日本放送協会の説明資料を見ていて気がついたことなのですけれども、NHKの報告資料の9ページのところに、内部通報に関する制度の御説明がございました。内部通報という仕組みに関しては、当然、民放連が進めていらっしゃるガバナンス確保の仕組みの中に位置づけられているとは思うのですけれども、資料上は明確には出ておりませんので、この点については、既にあるNHKの具体的な取組というのはかなり参考になるのではないかと思いました。この点を、もう一段、具体的に検討いただくということもあり得るのではないかということを感じました。御承知のとおり、内部通報に関しては、公益通報者保護法が累次の改正を経まして、特に放送事業者というわけではなくて、事業者一般に関する制度として発展してきていますので、そういう意味合いからも、内部通報に関しては、放送事業者のガバナンスの1項目として、とりわけ重要視して推進していただくべきではないかと思っております。

以上です。

【日本民間放送連盟】

御質問ありがとうございます。

民放連全体の取組として、資料6-1-1にあるとおり、ガバナンス検証審議会の意見や助言を踏まえて、ガバナンスの日常的な取組を実施するとしておりますので、審議会がオーバービューしていくのだと理解しています。

ただ、現在行っている取組も、改めてガバナンスの視点で見直して、これで十分なのか見直していくことになると思います。これから既存の活動の中でガ

バナンスに関わるような活動と、新たに決めた強化策で取り組まなければならぬ活動を整理して、具体的なプログラムを作つて実施していきたいと思っております。

後段の内部通報につきましては、前々回の会合で会員社に対するアンケート調査結果を御報告いたしましたが、76%の社が内部通報制度を設けているとの回答でした。ガバナンスの中で通報制度は重要だと思っておりますので、今後の取組の中で、さらに検討していきたいと思っています。

【異構成員】

ありがとうございます。

1点、すごく細かいことかもしれないのですけれども、お答えの中で、ガバナンス検証審議会の意見や助言を踏まえて、民放連としては、日常的なガバナンス向上活動を実施することになるということがあったわけですけれども、ガバナンス検証審議会というのは、私がここをお聞きして理解した限りでは、基本的には、有事の際に、重大な不祥事が発生したときに、そこについて重点的に原因究明を行う等を旨とした機関だとお聞きしましたので、そこが日常的なガバナンスの主軸になるということであると、重大インシデントが発生したら、その先については、日常的なガバナンスまで見るということにはなるのでしょうかけど、平時の活動については、やはり、統括というか、俯瞰する機関が必要ではないかなということが感じられましたので、そこも含めて、また今後、御検討いただければとは思いました。

以上です。

【日本民間放送連盟】

審議会は平時から常設の機関と考えていますので、単純に重大なことが起きたときに立ち上がるわけではないつもりです。書きぶりが分かりにくいかも知れませんが、そのような機能を持っています。会員社が点検して、年1回公表する仕組みについても、この審議会の場に報告して、民放連として確認しながら情報開示に努めていくことになると思っています。

【林構成員】

1点、もう一つ発言することを忘れていました。事務局の資料の10ページの1ポツの米印のところで、民放連からの除名の話が書かれてあって、私も前回、除名処分の在り方について、その検討状況を民放連にお聞きしたところで、堀木様の御回答では「検討中」ということだったのですけれども、その後、いろいろつらつら考えてみる中で、そのときも堀木様のお話にもあったかと思うのですけど、確かに除名処分というのは強い手段だと思うのですけど、それによって、受信者とか視聴者に不当な不利益にならないように配慮することは大事だなどやはり強く感じます。例えば、ある放送事業者が不祥事を起こして除名処分を受けた場合、それによって除名処分を受けた放送事業者の放送対象地域でオリンピックのような国民的あるいは世界的なイベントが見られないとなってしまうと、その放送対象地域の視聴者にとっては、あざかり知らぬところで著しく不利益を被りかねないわけで、そのことが本当に放送の普及と健全な発達にとってよいのかというのは、慎重に考えるところもあるのかなと。

以前、「発掘！あるある大事典」のとき、関テレは除名されましたけど、1年後の2008年4月だったかには復帰されましたので、北京オリンピックには間に合ったわけですけれども、しかし、その除名処分が長引けば、オリンピックみたいなものも見られなくなってしまう、放送できなくなってしまうとなると、それがいいのかというのもあるので、当然そういうことも検討されていらっしゃると思うのですけれども、やはり受信者の利益を片方には常に置いて、この議論も進めていく必要があるのかなと思いました。

感想です。以上でございます。

【松井構成員】

あまり追加として申し上げることもないかとは思うのですけれども、少しこメントしたいと思います。

第一に、民放連からの御意見にありました表現の自由とか、あるいは自主・自律ということを踏まえた番組編集の自由ということの重要性、また、行政が見守るということの御要望について、御指摘はごもっともと感じました。ただ、もともと、一般事業者のガバナンスの一部として自主的に取り組まれるのを待

つこともできた状況であったところ、何かしらの自主的な対応を待つだけでは不十分なのではないかという状況判断が背景になって、この検討会というのが指示された経緯があるために、検討会の成果として、自主的に行うことができたはずの取組を、今後も自主的に完全にお任せいたしますという結論で終わるのがちょっと難しいこともあります、自主整理案としては、そのバランスをとらざるを得ないということではないかと思っております。

スライド13ページ以下というのは、一般的、概説的なコーポレートガバナンスの内容を示したものにとどまりますし、これを見ながら民放連にモニタリングをしていただくという形になっていますので、政府が関与したという形はありますけれども、ほぼ、自主的な取組ということを確保できている形なのではないかと私としては思っております。逆にそれだけに、これを自主的に実効的に実施することが重要だと思っておりまして、ガバナンス検証審議会でありますとか円卓会議についての論点が非常に委員からの御指摘も多くあったというのは、その点を意味しているのだと思っております。こういったところに、どういった人たちに入ってもらうのか、また、こういった形で出来上がった制度を固定的なものとして捉えずに、その結果がうまく回らないと、もしかすると、この仕組み自体が変更されるかもしれないということを含め、緊張感を持って運営していただくことが重要ではないかと思っております。

例えば、審議会について、メンバーは固定で、6名という形で決めていただいているのですけれども、運用においては、オブザーバーであるとか、下部組織として、様々なステークホルダーの方々に参画していただくなど、工夫していただくことも可能ではないかと思いますので、できるだけ実効性を目指した運用を考えていきたいと思っております。

その意味で、長期的な話になりますけれども、上田構成員が民放連のIRO化、自主規制機関化についておっしゃっておられ、また、翼構成員も事前モニタリングとか審議会をさらに統括する機関といったものについておっしゃっておられて、皆さん、民放連を長期的にどういう組織として運用するかということが、この自主的な運用に大きく影響するのではないかと思っておられるということではないかと思います。現状、マンパワーとか財務という点で制約はあるかと思いますけれども、このタイミングで、財務的な基盤も強化していただ

いた上で、民放連が力をつけて、その段階で組織の在り方について検討することは可能なのではないかと思っております。

こういうふうにすることについては、免許の条件づけとの関係でも意味があると思っておりまして、事務局がおっしゃっていたように、どの程度の不祥事が起こると、経営の維持にかかるほど経営的な基礎が脅かされると考えるのかといったことをケース・バイ・ケースで考えるしかないという実情がございます。行政の側は、できるだけ介入しないため、免許の条件付けは伝家の宝刀であるという位置づけで、この免許に関する文章を書いておられるということですけれども、最終的にいつそれが行使されるのかが分からぬのが不安であるということはあると思います。

東京証券取引所は、例えば特別注意銘柄や、改善報告書・改善状況報告書の提出、公表措置や上場契約違約金の徴求などの処分ができる権限がありますが、これは自主規制機関が外側にくつついで行う形をとっているわけでございます。民放連は、大きな、東証のような取扱によって死命を制するような影響を持つ立場にはないかもしれませんけれども、除名処分には一定のインパクトがあるということが強調されてございますので、そうだとすれば、先ほど言った意味で、事業者が財務的基盤が本当に危ない状況なのかどうかを判定したり、あるいは取組をウォッチして処分を最終決定するときに参画できたりする能力のある第三者として成長していただけるようになることが有益だと感じております。

【落合構成員】

今回、こういう形で総務省でも取りまとめていただき、また、民放連でも、さらにガバナンスの在り方について検討を深めていただいていることについて、まず、感謝を申し上げたいと思います。全般的には非常によい形になっておりまして、本日の議論を踏まえた手直しのような形で進んでいくと思っております。

私からは、その上で、何点か御質問事項も含むところで4点ほどでございますが、発言させていただきたいと思います。

1点目が、本日、民放連から資料を提出していただいておりますが、その中では、今回の取組に対する懸念というのも一部出していただいております。

やはり、放送事業者が、表現の自由、憲法上の権利を担う、取材の自由を担っている主体として、場合によっては、やはり国との緊張関係が生じる場合もある立場であることも踏まえる必要があります。国によるメディアに関連する制度的な取組には、慎重な配慮が求められるところであると認識しております。今の時点では、どうしても、まだ具体的な内容を完全に整理するタイミングではないと思いますし、これから具体化していくところなので、御意見としてそういうふたご指摘が出てくるのは理解できるところだと思っております。

一方で、今後、この基準について、また改めて、今後、総務省で具体化していくことだと思いますが、いずれにしても、基準が明確化されていくということは、恐らく、総務省にとっても、民間側からしても、安心して制度を回していくためには重要なことではないかと思っております。総務省においても、私が理解している限りでは、できる限りバランスを取って、取組を進めていきたいと思われているのではないかと思いますので、今後、適切な形で具体化というのを総務省でも進めていかれることでよろしいかということを、まず総務省にお伺いしたいと思います。

2点目としましては、こちらは民放連との関係でということになります。先ほど松井先生からも議論がございましたが、やはり、どういう形で今回の取組を実効性があるものにしていくかは、非常に重要な話だと思っております。やはり、今回、民放連としても、定款変更に関する議論などもされているかと思いますので、指針をつくるだけではなくて、形としても、自主規制団体そのものというべきかはありますが、そういうふたご指摘が出てくるのは理解できるところだと思っております。

一方で、実効性のあるコーポレートガバナンスに関する活動が必ずしも容易ではないということは、放送業界に限ったことではなく、そのほかの業界や、一般のコーポレートガバナンスでも言われることがあると思っております。単純にひな形を書き写してしまうような、そういう取組になってしまいすると、なかなか実効性がない形になってくるとも思っております。もちろん、リスクベースでということもありますので、事業者によってできる範囲は大幅に異なるとは思いますが、そういうふたご指摘が出てくるのは理解できるところだと思っております。

一ポレートガバナンスの実効性を高めていくような取組につなげていかれるかについてです。民放連で、どういったところが民放の各事業者に対して働きかけをしていくときに、ポイントになるだろとお考えになられているかをお伺いしたいと思います。もちろん、具体的な施策自体は今後つくっていかれるかもしれません、どういった観点を持って取り組んでいかれたいかをお伺いしたいと思っております。

また、第3点といたしましては、総務省の御提出資料の7ページに職責のアップデートという点があります。この点は非常に重要ではないかと思っております。コーポレートガバナンスの整備や、経理的に安定しているということはあくまで基本の話であり、積極的に信頼を得ていくためには、情報の発信を増やし、その内容をどういう形でより現代的に見て価値があるものにしていくのか、というある種積極的な取組になってくる可能性もある点と思っております。基本の取組よりも、むしろメディアの価値を発揮していただく意味では、こちらの方が、より重要かもしれません。もちろん、よりフリーハンドであるべきだとは思いますが、各事業者において努力をしていっていただくことは非常にすばらしいことだと思っておりますが、仮にこういった点、民放連でも一緒に各民放事業者の方々と考えていくこととして、どんなことができていくかも、民放連の方々にお伺いできればと思いました。

最後、第4点につきましては、ATPから資料の御提出がございましたが、コンテンツの現場での制作をされている方の保護は、最終的に放送やコンテンツの業界全体のエコシステムのためには極めて重要なと思っております。今回は、特にフジテレビ事案に關係して、人権の点に特にフォーカスが当たっておりますが、価格転嫁の話そのものではないものの、やはり、下請や委託先のような主体に対する保護の観点もやはり重要ではないかと思っております。そういった取引の適正化については、今回のガバナンスの指針の考え方の中にも、そんなに書き込むことではないとは思いますが、人権というだけではなくて、取引先が安全に働くような形での保護も少し書き加えていただくといいのではないかと思いました。

最後の点はコメントでございますが、以上4点、申し上げさせていただきました。

【坂入放送業務課長】

事務局でございます。

落合先生から、一定の基準についての具体化に関する御質問だったと思います。今、検討会で御議論いただいている段階でございますので、この一定の基準を含めまして、報告を求める制度は、検討会の取りまとめができた後に、総務省で法制的な検討を行うことになると考えてございます。現時点で、具体的にどういった内容になるかは分からぬのですけれども、先生おっしゃられましたように、きちんとバランスを取って制度設計をしていくことが大事であると考えているところでございます。

以上です。

【日本民間放送連盟】

民放連の堀木でございます。

落合先生、ありがとうございます。検討会の初会合において、宍戸座長から、今やほとんどの企業が何かしら「公共性」という言葉を掲げており、民放事業者、放送事業者は「公共性」という言葉を昔からよく使ってきたが、周回遅れになっているのではないかとの御指摘があったと思います。まさに周回遅れだったのが、松井構成員から御指摘があった、自分でやらなければいけないが、立ち上がりが遅かったのではないかということだと思いますので、そうした御批判は謙虚に受け止めたいたと思っています。

その上で、公共性を標榜する事業は数多くありますが、やはり放送事業はとりわけ高い公共性が求められていると思いますし、その意味では、番組をいつも出していることで、常日頃から社会の厳しい目が注がれている業態だと思います。そのことは、今回のフジテレビ事案で本当に痛感したことです。

人権尊重・コンプライアンス確保も、ガバナンスの問題も、やはり経営トップがしっかりコミットメントしないと、どこで誰が何をしてもうまくいかないことは、今回のさまざまな事案を見ても明らかです。先ほどから、「自主規制機関」という言葉が出ていますが、すぐに私の胸の中には入ってきません。民放連は今回、ガバナンス指針という自主ルールを作り、会員社の行動を促す立場

であると思っています。会員社は行動を促されますが、自ら考えて、自社に必要なガバナンス体制を構築することの必要性を、会員社は皆、痛感していると思います。一つの例として、会員社アンケートで全207社からすぐに回答が集まつたことを説明しましたが、こうしたことはなかなかなく、危機意識の表れだと思います。各社はもちろん自主・自律ですから、自ら考えて、構築して、実行することに意味があると思っています。

骨子案には参照してほしいとの資料がありましたが、そうしたものも参考しながら、これからガイダンスやフォーマット（の作成）など、会員各社がよりよいガバナンス体制を構築するにあたり、民放連としてきちんとサポートしていくことを考えています。危機感はあり、民放連は会員社を支援していく用意もあります。また、一度決めたガバナンス指針は一切変わらないものでもなく、こうした意味では会員各社はそれぞれリスクに応じて自らの体制を考えるでしょうし、民放全体が向き合わなければいけないリスクも変化していくものだと思います。そうしたことでも、ガバナンス検証審議会などで検討しながら、適時適切に会員社に情報を出すこともしたいと考えています。落合先生の御質問の趣旨に答えているか分かりませんが、そう考えています。

【落合構成員】

ありがとうございます。1問目は大丈夫で、民放連に、職責のアップデートとして積極的なものでどういうことができていくかを業界で考えていくんだろうか、ということを御質問できればと思ったところがございました。そちらの方も、コーポレートガバナンスのものとは若干、意味合いが異なり、もう少し積極的でもある部分があると思いますので、そこも異なるコメントがあるかどうかはお伺いしたいと思いました。

【日本民間放送連盟】

今の答えに込めたつもりだったのですが、「職責」という言葉がこの検討会で何度か出ました。民放連としては、今まで放送法第2条以降に書いてある義務を果たすことが「職責」だと思っていました。その職責を従来の形で果たす上でも、人権、コンプライアンス、ガバナンスの意識と実績をしっかり積み重

ねなければいけないと受け止めており、それがまさしく緊急人権アクションであり、ガバナンス支援であると考えています。

【音構成員】

音です。よろしくお願ひいたします。

今回、事務局で案をまとめていただきまして、これまでの意見を丁寧に整理していただけたかなと思います。

他方において、民放連から出されたものも、まだ検討中のところもあるうかとは思いますけれども、だんだん固まってきたのだと認識しております。その上でですけれども、今回、松井先生が大変、的確なペーパーを出していただいて、私も非常に賛同するところなのですけれども、やはり、先ほども出ておりました公益性、公共性の高い事業である放送事業、それからもう片方で、報道機関といいましょうか、言論、表現に関わる機関である。そういう意味において、行政の関与をできるだけ抑制的に行うべきであると入れてあるのは非常に重要だと思います。

他方において、であるがゆえに、民放各社の活動の持っている意味を、民放連という業界団体がある種率先して会員各社のガバナンスが強化できるような形で取りまとめていく、情報提供し、場合によっては、ガバナンス検証審議会において強力なリーダーシップを取るという立てつけかと思うのですけれども、これまでの議論の中で、もう一つ、私も少しコメントさせていただきましたが、放送事業者のそれぞれ、特に民放のそれぞれのサイズ感ですとか、対応能力を考えると、やはり随分、差があるであろうということからすると、先ほど民放連から御案内があった会員各社からの様々な活動をサポートすること以上に、場合によっては、強い助言をしていくことが求められる状況になるのではないか。既存の制度の中で示されている仕組みに関しても私は同様だと思っておりまして、先ほど番組審議会のお話などもありましたけど、各種番組審議会、用意していますけれども、やはりマンパワー含めて、同じような仕組みではありますけれども、その実効性みたいなところで差があるということを感じるところでございます。

その意味においては、この後もよりブラッシュアップしていくと思うので

ですが、民放連のガバナンス検証審議会、それから各委員会等でつくられている対応のシステム、これらをうまく連動させて、場合によっては、民放連から比較的強いアドバイスといいましょうか、そういうものも必要になってくるのではないかなどと。民放連から、まずは自主的な取組を見守ってほしいというお話がありまして、私もそのとおりだと思うのですけれども、であるがゆえに、この辺りのところは、場合によっては組織を少しいじってでも、より強化していくことが重要なのではないかなと思います。

他方において、今日、円卓会議のお話もございましたけれども、先ほどのＮＨＫのお話も非常に感じるところはたくさんあって、いい勉強になったのですけれども、民放連と、それからＮＨＫ、同様に抱えている、向き合わなくてはいけない問題というのは随分あろうかと思いますので、芸能プロダクションの問題が典型だと思いますけれども、それらのものに対する情報共有、また、対応の仕方に対する知識の共有等々をする状況というのをより一層深め、その上で円卓会議がよりうまく使われる状況が必要なのではないかなと感じた次第です。まだ、ブラッシュアップの途中かとは思いますけれども、ぜひ、それらの御準備をいただければなと思いました。

感想めいたところですけど、私からは以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございました。

いずれも貴重な御指摘、コメントをいただいたと思います。

私からもございますが、本日、ＮＨＫに御説明をいただきましたので、私からＮＨＫに、少しお伺いをしてみたいことがございます。

1点目は、ＮＨＫの御提出資料でいうと、大体8ページ、9ページ周りに関わる部分なのですけれども、コンプライアンスあるいはガバナンス上の問題が起きる、あるいはそういったことについての指摘が内部通報等の形であることを受け止めて、それを改善していく。不祥事が起きるとか内部通報があることが悪いのではなくて、むしろ、あるべきもので、あったことに対して、それに対応し、さらに対応をバージョンアップさせていく。それが本日、民放連についても議論されている、動的に発展させていくガバナンスだろうと思っており

ます。

この関係で、NHKのお話の中で、スライドの5枚目に稟議事案の関係で、意思決定プロセスを見直されたという例はお書きいただいているわけでございますけれども、これはややNHKの特有のところではございますけれども、この場で問題になっている人権とか、広い意味での番組の周辺での取引先等々の関係で、言わばP D C Aを回すような感じで、ガバナンスをバージョンアップさせていったという事柄があれば、あるいはどうやっているのかについて、放送業界で共有いただくことが非常に貴重なのではないかと思ったものですから、御質問させていただこうと思いました。これが1点目でございます。

2点目は、中身の話なのですけれども、スライドで言うと、9枚目、10枚目辺りになるのですけれども、何か事案があったときに、専門的な部隊でありますリスクマネジメント室で処理されるものもあれば、さらに委員会あるいは推進会議等にエスカレートしていくものと、あるいは非常に重大な事案の場合には、私も若干お手伝いしたこともありますけれども、会長直下で危機管理対応されるものと、いろいろあると思います。これらが、事後対応という点では非常に重要なポイントになりますけれども、どう動かれるのかとか、あるいは言論報道機関としてはこういう動き方が考えられるということが、もしこの場で共有いただけるものがあれば、教えていただけないかなと思ったところです。もちろん、差し障りのない範囲で2つともお伺いしている前提でございますが、もし可能であれば、よろしくお願ひいたします。

【日本放送協会】

NHK、松村です。御質問いただきまして、ありがとうございます。

リスク対応のところについては、なかなか個別の事案というわけにはいかないというところがございますけれども、最初の質問、どういったところで、どういった形で対応しているのかということありますけれども、リスクが発生したときに、いろいろなステージで対応していきます。そして、そのリスクに対応して、その上で、どういった今後の再発防止とか、あるいは教訓といったものを得て、次の対応をどうしていくのかということになっていくのだろうと思うのですけれども、やはりその中で、先ほど、P D C Aというお話がござい

ました。そこでいきますと、現場のレベルではありますけれども、現場でやはり大事なのは、リスクマネジメントをどうやって推進していくかなのだろうと思います。その意味では、その業務に潜むリスクや課題を認識し、考えて、行動して、そのP D C Aをしっかりと回していくことが大事なのだろうと思います。そのためには、先ほどもプレゼンテーションの中でも御紹介したんですけれども、やはり日常業務のプロセスに内在するリスクについて、日頃、どんな点に注意してリスク管理をすればいいのかを、一人一人が意識をすることが必要で、そのリスク、課題対応策を各職場、グループ単位でも定期的に議論するといった取組も実施して、リスクへの対応についても、常々、認識を持っていくことが大事だと考えております。

まず1点目はこういったお答えになるのですけれども、リスク事案の対応について、先ほど、どういったステージかという話もあると思うのですが、2点目の質問で言いますと、リスク事案の対応については、リスクマネジメントの最高責任者となるのは、つまりC R Oですけれども、それは会長になりますけれども、会長がN H K及びN H Kグループのリスクマネジメントを統括して、全体方針の決定、緊急対応の決定、体制の構築、その他リスクマネジメントに必要な業務の運営全般についての責任を負う立場となります。

一方で、リスク対応のいろいろなレベル対応がございます。リスクマネジメントとして対応していくもの、あるいは会長直下の下で危機管理対応が図られるものなど、そういうリスク事案の対応のレベル感については、まさに個別の事案に応じた判断となっていくことなのだろうと思います。どの事案がどういうふうに対応して、どういうふうにやっていくのかについては、個々のケースになるので、今、一概には申し上げられませんけれども、いずれにせよ、それぞれのレベルのところで、しっかりと適切に対応していくことが大事なのだろうと考えております。

【宍戸座長】

ありがとうございます。十分にお答えいただいたと思います。民放あるいは民放連で議論する上でも、あるいはこの場で議論する上でも、いろいろ参考になるお話をいただいたと思います。

座長的に、今日お話を伺っていたところを私なりに理解したという点で少しだけ申し上げますと、1つには、まず、本日、貴重な御発表をいただいた民放連様、NHK様、それから全日本テレビ番組製作社連盟様、本当にありがとうございます。これらを踏まえて、本日、事務局が提出した骨子（案）に取り込んでいって、この検討会としての取りまとめの方向性を探っていきたい。その上で非常に貴重な御意見、御指摘をいただいたと思っております。まず、この点に御礼を申し上げたいと考えております。

それから、民放連の御発表されましたコーポレート・ガバナンス強化策（案）、それから、事務局で提示しました骨子（案）についても、おおむね御理解を得られて、その上で、ここをこうしたらしいのではないかとか、この点はこう考えるんですねという、貴重な御意見を構成員の皆様からいただいたと受け止めております。特に民放連のコーポレート・ガバナンス強化策（案）は、この場での議論も、言わばキャッチボールというか受け止めていただきながら、バージョンアップを図っていっていただいた。自主規制団体では、少なくとも現状においてない、民放連において、短い時間の中でここまで議論を高めていかれたというのは、非常に大変な作業であったかと思います。なお引き続き、こちらから、骨子（案）にある、こういう点を取り込んだらいいのではないかという助言というかアドバイスの内容のようなものが含まれていますけれども、これらを参考に、引き続きの御検討をいただくことになるかなと思っております。

問題は、この検討会としての取りまとめの方向性、骨子についてでございます。1つは、この資料で言いますと、6－4の10ページの辺りでございますけれども、やはり、行政の関わりについて、とりわけ、10ページでございますけれども、重大事案の場合に報告を求める際の一定の基準が非常に重要なポイントになるということで、御注意をいろいろいただいたと思います。ここについては、この場でどういう議論があったかということも踏まえて報告書（案）を作成し、また、それを踏まえて、総務省において、さらに検討いただくことになると考えたところです。

2点目は、より大きな話ですけれども、全体としての今回のガバナンス確保に向けた取組、その中心として、各放送事業者、それから、業界団体として民

放連、そして、総務省の関わりという、この3層があるわけですけれども、この全体が実効性のある取組でなければいけないことはもう当たり前のことなのですけれども、何か外から注目されているから仕組みをつくる、それで終わりというのではなく、実効性のある取組を持続的、継続的に続けていくことが大事だというのは、改めて御注意をいただいたと私は思いますので、この点は特に、取りまとめにおいて重視したいと思っております。その実効性ある取組を事業者あるいは事業者団体が担われるという中で、非常に高いエネルギーがかかる。そのために必要な資源もあるところで、そこはいろいろな形で、例えば事業者の中で御対応いただけない部分については、事業者団体として民放連が強力な助言をということが、例えば音構成員から御指摘がありました。また、足りない点をいわば補っていく、実効性を高めていくという意味でも、特に上田構成員からもほかの構成員からも御指摘いただいたことでもありますけれども、ステークホルダーとの対話をよく取り込んでいくのは、放送事業者にふさわしいやり方でもあると思います。消費者と事業者がとかく対立関係にあるような事業・業種というよりは、もともと視聴者の知る権利を担う存在として、ならばこそ、政府あるいは権力がむやみやたらと手を出してはいけないという意味での放送の自主・自律につながっているわけでございますので、そういう意味でも、広い意味でのステークホルダーとの対話を取り込んでいくことによって、ガバナンスを適時向上させていく事業者や業界の力を引き出していくといった流れにつながればいいかと思いますし、また、その中には、先ほど私、御質問させていただきましたけれども、NHKとのそれぞれの立場を踏まえた上での連携の可能性も、全体として模索していくといいのかなと思ったところでございます。

(6)閉会

事務局より、第7回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。